官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（国家公安委一九）　一
〔その他告示〕
○申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する件の一部を変更する件（総務三六二）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六八八～一六九八）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇〇八）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同一〇〇九）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件（防衛二五四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局二二三）　五
○道路に関する件（沖縄総合事務局二四）　五
〔国会事項〕
土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　五
〔官庁報告〕
官庁事項　五
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、島根同三、大分同二）　六
最低工賃の改正決定に関する公示（京都労働局最低工賃公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一三二）　七
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

規　則

○国家公安委員会規則第十九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月十三日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則

警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（特殊銃を配備する所属の指定）	（特殊銃を配備する所属の指定）
第四条　特殊銃は、次に掲げる任務を遂行するものとして警察本部長が指定する機動隊その他の所属（以下「指定所属」という。）に配備するものとする。	**第四条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、特殊銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百六十二号

平成二十九年総務省告示第三百三十号（申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の十第三項及び第四百七十三条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十三日　総務大臣　林　芳正

商号、名称又は氏名	変更事項	変更年月日
株式会社フカシロ	旧　東京都中央区東日本橋三丁目十三番一号	令和七年一月三十日
	新　東京都台東区蔵前一丁目二番一号	

○農林水産省告示第千六百八十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22096号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　BALCABDEBU
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ヒムラ・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第22159号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Brassica oleracea L. convar. capitata (L.) Alef.
4　登録品種の名称　KN-0553
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第22167号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Tillandsia L.
4　登録品種の名称　Mora
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Corn. Bak B.V.
Dorpsstraat 11B, 1566AA Assendelft, The Netherlands

○農林水産省告示第千六百八十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20180号
2　登録年月日　平成23年１月13日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEIPUWOS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第23800号
2　登録年月日　平成27年１月14日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　ローゼスピンクバイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
金澤美浩
福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字下古宿8

○農林水産省告示第千六百九十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29509号
2　登録年月日　令和５年１月16日
3　農林水産植物の種類
Lavandula L.
4　登録品種の名称　かんむりん
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小林孝之
埼玉県深谷市大谷1654番地

○農林水産省告示第千六百九十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28853号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　AK48
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
手島靖仁
佐賀県唐津市半田3659

1　登録番号　第28854号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　SRI11
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
手島靖仁
佐賀県唐津市半田3659

1　登録番号　第28878号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　BBSAL09001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant 21, L.L.C.
32019 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA

○農林水産省告示第千六百九十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第24630号
2　登録年月日　平成28年１月18日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadre
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

○農林水産省告示第千六百九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第14756号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　サンマンデロス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

○農林水産省告示第千六百九十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十四日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22932号
2　登録年月日　平成26年１月23日
3　農林水産植物の種類
Delphinium L.
4　登録品種の名称　ピンクスピアー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人青森県産業技術センター
青森県黒石市田中82番地９

1　登録番号　第27155号
2　登録年月日　平成31年１月23日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　VOLDAH2116
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Volmary GmbH
Kaldenhofer Weg 70, 48155 Munster, Germany

1　登録番号　第27162号
2　登録年月日　平成31年１月23日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　プログレス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社Ｔ＆Ｇバイオナーサリー
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林３―22

○農林水産省告示第千六百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26398号
2　登録年月日　平成30年１月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ARLYSTO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW, Rijsenhout The Netherlands

○農林水産省告示第千六百九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20232号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERLANRO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant B.V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

1　登録番号　第28236号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Alternanthera porrigens Kuntze Revis.
4　登録品種の名称　若紫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
西川公一郎
岡山県勝田郡奈義町行方431―２

1　登録番号　第28245号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Balcabsklu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第28249号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Suncal 1082
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28252号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Suncal 1871
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28255号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Suncal 4902
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28290号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　ちくし粉85号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園７番７号

1　登録番号　第28309号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Surf Gorehana
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28310号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 2191
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28312号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　BHTUN65301
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plant 21, L.L.C.
32019 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA

1　登録番号　第28318号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Saccharum L.
4　登録品種の名称　RK03-3010
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

○農林水産省告示第千六百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22196号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　Sunjonprero
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22198号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　Sunjonbuho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22199号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　Sunjonpiho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22206号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurfsora
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第27173号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Balarcorpin
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第27196号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　深海
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本和盛
福岡県久留米市田主丸町地徳2039

1　登録番号　第27735号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ザルサキュート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第27771号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai
4　登録品種の名称　香月
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
二宮敬和
愛媛県宇和島市三間町北増穂592

○農林水産省告示第千六百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月三十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30001号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　Marflor
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第30002号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFARIS１
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30003号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFKIZO4
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30026号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　WP1723
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

1　登録番号　第30027号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　オリゾンネイビー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

○国土交通省告示第千八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	熊本市北区改寄町字塚ノ本一五六三番二から同市北区改寄町字沖野一一六七番二まで	令和七年十一月十四日〇時
宮崎線		

○国土交通省告示第千九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十一月十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会三崎事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
変更後	神奈川県川崎市川崎区浅田三丁目１番15号

㈡　変更年月日　令和七年十一月十七日

○防衛省告示第二百五十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が令和七年十一月十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月十三日　　防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	土地…約二三、〇〇〇平方メートル 建物…約五〇平方メートル 工作物…ドック 海上自衛隊が艦艇の入渠検証作業を実施するため共同使用する。 使用期間…令和七年十一月十三日から同月二十一日までの間

○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間
五十一号	四街道市たかおの杜二一番七から佐倉市馬渡字通目木四三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十三日

沖縄総合事務局長　小八木大成

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三百二十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県中頭郡中城村字津覇立川原八九二番から同県島尻郡与那原町字与那原方切原一一〇六番まで	前	DA　一七・二〇～二九・九〇　メートル	四七・八〇～一五一・三七　キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一七・二〇～二九・三〇　CD　二九・九〇～一五一・三七	四七・八〇～一六五・〇〇　四・八〇八～一・五三五　二・五一二	

㈣　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十一月十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書（阿部祐美子提出）

医療研究や医薬品研究・開発における患者参画（ＰＰＩ）に関する質問主意書（阿部祐美子提出）

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原規眞提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ提出介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月十一日内閣から次の報告書を受領した。

死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」の報告

参議院

議案受領（予備審査）

十一月十一日内閣から次の議案が送付された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

質問主意書提出

十一月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

大阪・関西万博の海外パビリオンの解体に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

いじめを行った児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員石垣のりこ提出高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたＴＳＭＣの経済効果に関する質問に対する答弁書（第二七号）

報告書受領

十一月十一日内閣から、死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」についての報告を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

特命全権大使　鈴木　秀生

広報外交を担当するための日本政府代表を免ずる

三角　育生

デジタル監に任命する

デジタル監　浅沼　尚

願に依り本官を免ずる（以上十一月十一日）

内閣府

中空　麻奈

（美和　麻奈）

新浪　剛史　柳川　範之

願に依り経済財政諮問会議議員を免ずる（各通）

永濱　利廣　南場　智子　若田部昌澄

経済財政諮問会議議員に任命する（各通）（以上十一月十二日）

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、令和７年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

令和７年11月13日　法務大臣　平口　洋

１　申請資格

土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

２　申請期間

令和７年12月５日（金曜日）から令和７年12月18日（木曜日）まで

３　認定申請書の提出等

認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調

査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、令和８年１月９日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

４　認定手数料

4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

５　認定者の発表

法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和８年３月16日（月曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,012円」を「１時間1,077円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

１　適用する地域　島根県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,163円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,106円」を「１時間1,176円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

最低工賃の改正決定に関する公示

京都労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、京都府丹後地区絹織物業最低工賃（平成26年京都労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

京都労働局長　角南　　巖

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

１　適用する家内労働者　京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に掲げる金額

品目			織機の規格		品目の規格	金額
			織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん（平織）		小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	280円
後染	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）		小幅力織機	ドビー又はジャカード	36センチメートル以上のもの	380円
先染	正絹着尺		小幅力織機	ドビー又はジャカード	36センチメートル以上のもの	650円
先染	正絹着尺（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（６丁（※）以下）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円
先染	正絹着尺（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（６丁超え９丁未満）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円
先染	正絹着尺（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（９丁以上）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円

※　品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものであるが、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

４　効力発生の日　令和８年６月１日

公告

諏訪地方裁判所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
代表清算人　横前　忠幸
１　決定年月日　令和７年10月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所飯田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００６号
横浜市西区浜松町10番３号
清算株式会社　株式会社横浜フキ
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2461番地７
清算株式会社　株式会社小板橋宝飾
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
愛知県安城市篠目町３丁目23番地４
清算株式会社　株式会社サンローレン
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２６号
大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
代表清算人　長石倉　豪
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和７年９月16日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の15.25％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１カ月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２４号
東京都港区六本木７丁目15番７号
再生債務者　株式会社オルツ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式36,284,700株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資をした日
なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する
３　減少する資本金の額　資本金24,054,500円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資をした日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき金１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から３か月以内で再生債務者が別途指定する日
８　増加する資本金の額　金１円
９　増加する資本準備金の額　金０円
令和７年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第二三七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一五頁（号外第二三七号）

令和七年十一月十三日

東京都港区芝三丁目二四番二一号三和ビル五階

（甲）ＡＵＯ　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　柯　富　仁

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番地八ベネックスＳ－三

（乙）ＢＨＴＣ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　徐　文　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙及び丁は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.soshin.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　七十頁（号外第六十九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六十一頁（号外第六十九号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十三日

長野県佐久市長土呂八〇〇番地三八

（甲）双信電機株式会社

代表取締役　陳　怡光

宮崎県宮崎市高岡町小山田一三番地四

（乙）双信デバイス株式会社

代表取締役　今井　嘉治

宮崎県都城市山之口町花木二三三三番地七

（丙）双信パワーテック株式会社

代表取締役　浦野　正樹

長野県小諸市大字市八七一番地八

（丁）立信電子株式会社

代表取締役　篠原　栄治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十九頁（号外第一四八号）

令和七年十一月十三日

長野県長野市大字中御所一七八番地二

（甲）昭和商事株式会社

代表取締役　宮原　博之

長野県松本市大手二丁目二番一六号

（乙）長野保険サービス株式会社

代表取締役　小出　和幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三四頁（号外第二一九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第二一九号）

令和七年十一月十三日

大阪市中央区内本町二丁目二番一四―二〇五号

（甲）ミヤコジマグループホールディングス株式会社

代表取締役　髙士　雅次

大阪市生野区舎利寺二丁目一五番二三号

（乙）株式会社エムティー

代表取締役　井澤　義正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八二頁（号外第二四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八三頁（号外第二四二号）

令和七年十一月十三日

大阪市浪速区大国二丁目一番一九号

（甲）株式会社ナニワシステム

代表取締役　喜多　正靖

神戸市中央区磯辺通一丁目一番一八号

（乙）株式会社ＮＳフォスター

代表取締役　喜多　正靖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八二頁（号外第二四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八三頁（号外第二四二号）

令和七年十一月十三日

大阪府堺市美原区木材通一丁目六番五六号

（甲）株式会社山長

代表取締役　長辻　寛良

大阪府堺市美原区木材通一丁目六番五六号

（乙）株式会社ＴＡＫＡＣＨＯ

代表取締役　長辻　貴央

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二四五号）

滋賀県湖南市下田二七四七番地四

（甲）株式会社ＴＫＦＡＭＩＬＹ

代表取締役　小西　マリ

滋賀県湖南市下田二七四七番地四

（乙）株式会社ＴＫ

代表取締役　小西ミチコ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二四五号）

令和七年十一月十三日

滋賀県湖南市岩根四九九番地一〇一

（甲）株式会社ＹＯＩＥ

代表取締役　岡林　和義

滋賀県湖南市下田二七四七番地四

（乙）株式会社ＴＫ

代表取締役　小西ミチコ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二四五号）

滋賀県湖南市下田二七四七番地四

（甲）株式会社小西商事

代表取締役　小西　武志

滋賀県湖南市下田二七四七番地四

（乙）株式会社ＴＫ

代表取締役　小西ミチコ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のタクシー事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第二一九号）

令和七年十一月十三日

大阪府吹田市津雲台七丁目一番Ｄ―一一三号

（甲）株式会社６２５タクシー

代表取締役　井澤　義正

大阪市生野区舎利寺二丁目一五番二三号

（乙）株式会社エムティー

代表取締役　井澤　義正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の機能樹脂事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　六十三頁（号外第一五四号）

（乙）https://www.stc.toyobo.co.jp/wp2/epn/
令和七年十一月十三日
大阪市北区梅田一丁目一三番一号大阪梅田ツインタワーズ・サウス

（甲）東洋紡エムシー株式会社
代表取締役　森重地加男
大阪市北区梅田一丁目一三番一号

（乙）東洋紡ＳＴＣ株式会社
代表取締役　奥田　有史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
千葉県市川市二俣二丁目一四番二〇―四〇五号
Ｑｕａｒｃ合同会社
代表社員　石井　雅史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
千葉県松戸市中金杉三―二五三リオ・スイート二〇三号室
萬豪合同会社
代表社員　陳　明鏗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目二八番五号
フィルムミッション合同会社
代表社員　直井　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
東京都台東区上野二丁目一番三号
合同会社アップフィールド
代表社員　金海　良明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
神奈川県横浜市青葉区美しが丘二丁目一七番地四一第二ミナモトビル三〇五
合同会社Ｋ．ｂｌａｓｔ
代表社員　楠本　敦史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社秋桜とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
岐阜県関市上白金一一七二番地三二
合同会社秋桜
代表社員　後藤　弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社Ｕアセットとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日
静岡県磐田市池田五八七番地一
合同会社Ｕアセット
代表社員　上村光太郎

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月十六日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月十六日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十一月十三日
大阪府吹田市津雲台七丁目一番Ｄ―一一三号
（甲）株式会社６２５タクシー
代表取締役　井澤　義正
大阪市生野区舎利寺二丁目一五番二三号

（乙）株式会社エムティー
代表取締役　井澤　義正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。ただし、減少する全額をその他資本剰余金といたします。

臨時株主総会の決議は、令和七年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年七月十六日付、官報（号外第一六三号）七十六頁に掲載しております。

令和七年十一月十三日
札幌市中央区北十二条西二十丁目一番一〇号
カネシメホールディングス株式会社
代表取締役　髙橋清一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十二日
掲載頁　六十六頁（号外第一九〇号）
令和七年十一月十三日
札幌市白石区北郷三条三丁目二番二八号
株式会社ティスリー
代表取締役　渡部　寿貢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　八十二頁（号外第九十号）

令和七年十一月十三日
東京都江東区青海一丁目一番二〇号
Ｖａｒｉｎｏｓ株式会社
代表取締役　平川　秀年

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百二十六万九千二百四十八円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/41337/announces
令和七年十一月十三日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番二三号
株式会社トリビュー
代表取締役　毛　迪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百三十九万五千二百三十六円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十三日
東京都港区東新橋二丁目五番四号
株式会社Ｍａｇｎｏｌｉａ　Ｂｌｕｅ
代表取締役　入江　浩一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百六十二万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は一億七千四百六十二万二千円となっております。

https://www.garagebank.co.jp
令和七年十一月十三日
東京都港区虎ノ門二―二―一住友不動産虎ノ門タワー六Ｆ　ガレージバンク株式会社
代表取締役　山本　義仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://insightace.co.jp

令和七年十一月十三日

大阪市中央区南本町四―五―七東亜ビル五階

株式会社Ｉｎｓｉｇｈｔ　ＡＣＥ

代表取締役　川畑　友美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

株式会社ヴァンガードスミス

代表取締役　田中　慶太

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

富山県高岡市石瀬一八二番地

株式会社イワクロ

代表取締役　岩黒　正孝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

富山県射水市布目沢四八〇番地二

株式会社岩黒製作所

代表取締役　岩黒　正孝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

神戸市中央区浜辺通五丁目一番一四号

新丸菱海運株式会社

代表取締役　守石　一惣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

神奈川県小田原市扇町三丁目一四番一八号

株式会社茶利

代表取締役　中山　貴子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

富山県高岡市石瀬一八二番地

株式会社イワクロ

代表取締役　岩黒　正孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

富山県射水市布目沢四八〇番地二

株式会社岩黒製作所

代表取締役　岩黒　正孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

長野県佐久市前山一三六番地二

協友工業株式会社

代表取締役　友野　正二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

大阪市西区新町三丁目八番一九号

丸宗株式会社

代表取締役　山里　廣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロバート・モリモト及び米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

InnovatePro Management USA LLC

日本における代表者　ロバート・モリモト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である舶来吉実が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区広尾五丁目一九番二号ＰＩＰＥ九〇三

BC Holdings Limited

日本における代表者　舶来　吉実

持分の払戻し公告

当社は、当社社員退社に伴う持分の払戻しにより、当社の純資産額を超える一万円を交付することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区神田紺屋町四六番地風月堂ビル

ＩＧＭ―Ｊａｐｏｎ合同会社

代表社員　金沢小百合

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一			令和五年五月十九日（号外第百六号）こども家庭庁・厚生労働省告示第一号（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示） （原稿誤り）	
五五		改正前欄 一〇	第一項の住宅	第一項の住宅
五五		改正後欄 終りから 一八	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。
六五		改正前欄 終りから 一二～一一	、各種研修や指導監査など	、各種研修や指導監査など
〃		一八～二一	や、地域生活	や、地域生活
七三			「各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策」を削る。	

令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）官庁報告欄官庁事項の部（四国地方整備局公示）（原稿誤り）

一〇四	上	二二	土佐	松山河川